

# 企業の CSR 活動への取り組み

---

企業の CSR 活動を正當に評価する仕組み作り

神戸大学 久保広正研究室 産業分科会

足立康春 太田真知子 奥平美菜子 河谷健

木村洋太 重松順平 Shaltiel Dominguez

高道由子 田中志 原田桃子 藤野絵里子

2 0 0 9 年 1 2 月

# 要約

昨今、地球温暖化をはじめとする環境問題、派遣労働者や女性労働者を巡る労働問題、人権問題などが取りざたされ、世界同時不況が巻き起こる中で企業は内外のステークホルダーに対して様々な責任を負う必要性に迫られている。すなわち、現在、企業には CSR(Corporate Social Responsibility=企業の社会的責任)が強く求められているとあってよい。本稿は、日本企業が抱える CSR の問題点に対して“我々が選定した CSR 活動に関する情報を数値化し、データとして財務諸表に載せることで、投資家が一目見て企業を評価するという仕組みを作る”という政策提言を行うことを通して、日本企業に更なる CSR 活動の推進させるようなインセンティブを与えることを目的としている。

はじめに我々が CSR というテーマを選んだ理由とその背景を述べる。去年秋以降の不況に伴いそれまで世界経済を引っ張ってきた企業、さらに言えば世界経済全体の問題点が露わになってきた。90年代後半以降、CSR 活動についての国際的ガイドラインが発展する中で、企業は持続可能な発展のための経営戦略を立て、多様なステークホルダーのために CSR 活動を実践せねばならない状況に置かれている。

第1章、第2章では日本における CSR とそれに伴う投資 SRI(Socially responsible investment)の現状をヨーロッパ、アメリカと比較することで分析し、その上で見えてきた日本企業の問題を明らかにする。

失業問題に端を発する社会問題への危機意識から CSR という概念が構築されたヨーロッパや、地域社会から州、州から国家という構造を持ちそれ故、地域社会への利益還元が CSR 活動の中心であるアメリカは SRI の市場規模も非常に大きい。具体的な金額を述べるとヨーロッパにおける SRI 市場の総額は 2005 年 1 兆 330 億ユーロ(約 144 兆円)、アメリカにおけるそれは 2007 年 2 兆 7110 億ドル(約 306 兆円)である。一方、日本の CSR 活動は本来の概念とは異なったコンプライアンスや環境対策に留まっている。その理由として日本での CSR の概念が欧米のように社会の中から自然に起こったものではなく輸入された概念であることが挙げられる。日本の CSR は問題意識があった上での CSR 活動の発展ではなく、ISO14001 という CSR 規格をヨーロッパからマニュアル化された形式的な手法として押しつけられたという受動的側面が強かったのである。そのため SRI 市場規模も小さく、従来の SRI 運用が 4,000 億円、最近急増している環境ファンドを加えても 8,000 億円とヨーロッパの 0.5%程度にすぎない。

以上の分析から日本における CSR 活動の問題意識として企業が CSR 活動に取り組むインセンティブの低さを挙げる。前述のように自発的概念として CSR を捉えることが難しいこと、そして CSR 活動が企業の自主性に任せられていること、ステークホルダーとして民間の特に NGO の存在感が薄いことなどがインセンティブの低さの要因となっている。

第3章では前章で判明した問題意識を踏まえて、CSR に積極的な取り組みを行っている企業は収益性に優れ、また収益が安定しているという仮説を立てる。この仮説が実証されれば企業に CSR 活動に進んで取り組むべきだというインセンティブを与える上での数値的な裏付けを取ることができる我々は考える。

第 4 章では第 3 章で立てた仮説を、実証分析として分析する。高収益性については各企業の利益高・売上高と CSR 活動の取り組みの有無を回帰分析にかけることで分析を行う。収益安定性については各企業の株価変動率と CSR 活動の取り組みの有無との分散をとることで分析を行う。

第 5 章では前章で行った分析をもとに日本企業に対して政策提言を行う。

我々の政策提言は“我々が理想と考える CSR 活動を行うべきだ”というものである。むろんこれだけでは漠然としており、企業には何の声も届かないであろう。そこで我々は次のような段階を通して目に見える形で企業に CSR 活動の実状を発信することのインセンティブを与えることとする。

まず日本企業の現状に見合った CSR 活動の基準を、6 つの事項として設定する。そして次に我々が設定した 6 つの事項の中で、企業がステークホルダーに向けて発信すべきであるという具体的な情報を我々が独自に選定し表としてまとめる。この表を企業が遵守するようになれば、各企業の CSR の実態が広く世間に認知されると同時に、投資家は投資先の判断が容易になり SRI も活発化すると予想される。そして日本における CSR というもの自体の認知度も上昇するものと考えられる。また反対の側面から鑑みると社会に自らの CSR 活動の実情が発信される以上、企業は CSR 活動に積極的に取り組むというインセンティブが与えられるであろう。

以上が我々の政策提言である。

## 目次

### はじめに

## 第 1 章 国際間比較からわかる日本の CSR の現状

### 第 1 節 (1. 1) CSR の国際間比較

第 1 項 ヨーロッパの CSR

第 2 項 アメリカの CSR

第 3 項 日本の CSR

### 第 2 節 (1. 2) SRI の国際間比較

第 1 項 ヨーロッパの SRI

第 2 項 アメリカの SRI

第 3 項 日本の SRI

## 第 2 章 日本の CSR の問題意識

## 第 3 章 仮説

## 第 4 章 分析

### 第 1 節 (1.1) SRI 企業の高収益性

第 1 項 分析方法概要

第 2 項 企業の選出

第 3 項 回帰分析

第 4 項 回帰分析の結果

### 第 2 節 (1.2) SRI 企業の収益安定性

第 1 項 分析方法概要

第 2 項 データ

第 3 項 分析結果

### 第 3 節 (1.3) 分析により確認できたこと

## 第 5 章 政策提言

### 第 1 節 (1.1) 企業の CSR 活動と収益率の相関

### 第 2 節 (1.2) 企業が果たすべき 6 つの責任

第 1 項 企業本来の責任

第 2 項 社会的責任

第 3 項 公共的責任

第 4 項 企業倫理への責任

- 第 5 項 企業倫理の確立と適切な運用
- 第 6 項 法令遵守の責任

第 3 節 (1.3) 今後の展望

- 第 1 項 SRI を増加させるために
- 第 2 項 企業が公表すべき数値項目

先行論文・参考文献・データ出典

# はじめに

企業の活動・存在の目的は何なのかという疑問から我々は企業の CSR 活動について研究することにした。地球温暖化・環境問題に対する関心が高まる中、企業はそれに対してどう行動すべきかが今強く問われている。すなわち、企業の社会的責任(=CSR; Corporate Social Responsibility)である。CSR が注目されるに至った経緯、背景、そして我々が CSR に取り組んだ動機についてこの章で論じることとする。

現在の世界同時不況は企業、特にヘッジファンド、投資銀行が目先の利益の追求にのみ目を向け、持続可能な発展を一切考慮せず行動した結果である。単純な利益の多寡のみによって企業の格付けがなされ、それがさらに利益の追求につながるという連鎖を生んだ。「ウォール街の強欲資本主義」といわれるものである。そして、アメリカから端を発した不況が瞬く間に世界へ広がった。このように、経済のグローバル化は利益に付随して様々な危険も伴っており、様々な問題、環境汚染・破壊だけではなく、児童労働・強制労働、人権侵害等の問題をグローバルに共有することも意味している(日本経済団体連合会自然保護協議会 2008 pp19)。企業は単純に所有者や株主のために「利益を最大化すること」が社会的責任ではなく、グローバルに展開していく中でいかに多くのステークホルダーに配慮した経営を行うかが社会的責任なのである。環境についても「もの言わぬ非社会的ステークホルダー」として捉え環境に配慮した経営が求められる(日本経済団体連合会自然保護協議会 2008 pp9-10)。

幸いなことに CSR 活動についての国際基準・ガイドラインも発展してきている。1922年の国連環境開発会議の「環境と開発に関するリオ宣言」、2002年の持続可能な発展に関する世界首脳会議の「持続可能な発展に関するヨハネスブルグ宣言」により、環境と開発から、環境保護と貧困・人権問題へと論点が移行、ヨハネスブルグ宣言では企業の社会的責任に言及し、持続可能な発展に向け、企業の貢献を呼びかけている(藤井 2005 pp92)。ヨーロッパにおいて持続可能な発展とは、環境保護と社会的一体性の維持とそして経済発展の3つが同時に成り立つことを言い、CSRとは「社会面及び環境面の考慮を自主的に業務に統合することである」とマルチステークホルダー・フォーラム報告書<sup>1</sup>は定義している(日本経済団体連合会自然保護協議会 2008 pp20)。CSRの指標としてアナン国連事務総長(当時)が人権、労働、環境の3分野9原則でグローバル・コンパクトを提唱し、2000年にスタートした。04年に腐敗防止を追加し現在10原則となり、企業に求める行動原則を定めている(日本経済団体連合会自然保護協議会 2008 pp93)。06年には国連環境計画・金融イニシアチブ(UNEP・FI)が責任投資原則(FPI)を導入した。機関投資家などは投資の意思決定をする際、ESG(E=環境、S=社会、G=企業統治)を考慮する社会的責任投資(PRI)を求めており、FPIの導入により一方の資産運用する金融機関に対して、本来業務の中でもESGを求めることが定められたのである(日本経済団体連合会自然保護協議会 2008 pp22-23)。エクセクティブ原則<sup>2</sup>とは総コストが1,000万ドル以上のプロジェクトに対しては、そのプロジェクトが地域社会や自然環境に与える影響に配慮して実施されることを確認するための枠組みを示す

<sup>1</sup> 欧州マルチステークホルダー・フォーラムは2002年10月～2004年6月に欧州委員会の主導によりEU圏の政治戦略の一環としてCSRを促進するために設けられた。

<sup>2</sup> IFC(国際金融公社)の基準をもとにした環境と社会のリスク管理のための任意の原則である。

金融機関のための原則である。これを適用することにより、資金を調達する企業側、資金を運用する金融機関側の双方とも、企業業績に結び付くような ESG でないと評価されないことになる。すなわち、企業の評価、価値はどれだけ CSR 活動を実践し、持続可能な社会の実現に貢献するかによって決定されるのである(日本経済団体連合会自然保護協議会 2008 pp22-23)。これは、目先の利益の追求だけでは企業の評価が高まらず、問題が発生すると最悪の場合は企業の存続に関わることになる時代がくることを意味している。

以上見てきたように、グローバル化した経済にあつては、持続可能な発展のために行動することが企業の取るべき行動である。企業は株主資本主義からステークホルダー資本主義へと変化することが求められている(日本経済団体連合会自然保護協議会 2008 pp10)。マックス・ウェーバーは『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』において、なぜヨーロッパにおいて産業革命が起こり、近代資本主義が発生したかを、改革派プロテスタント(ピューリタン)の職業生活における禁欲的態度の意義を重視し、プロテスタンティズムの世俗内禁欲の倫理と近代資本主義の精神との関連で説明した。すなわち、ひたすら利益を目指して行動することにより産業革命が起こり、近代資本主義が発生したのではなく、行動の結果として適正な利益を獲得しそれが次の行動となり適正な利益を生むという循環のために近代資本主義が発展したと考えたのである。この考えを取り入れるのならば、今企業に求められていることは、強欲資本主義と決別し原点に立ち戻ることだとも言える。そのためには、すべてのステークホルダーのための CSR 活動を実践することが必要とされている。以上が、我々が CSR を研究しようと考えた理由である。

# 第1章 国際間比較からわかる日本の CSR の現状

## 第1節 (1.1) CSR の国際間比較

この節では、ヨーロッパ、アメリカ、日本における CSR の現状分析から日本の CSR の問題を導き出す。

### 第1項 ヨーロッパの CSR

まず初めにヨーロッパにおける CSR の概念について述べる。ヨーロッパの CSR では広範な社会、人権問題がその対象とされている。これはヨーロッパの CSR の起源が失業問題であることに関係する。若年失業といった、社会貢献、法令遵守などの従来の政府のみの対応では対応できない領域の問題への対応方法として、過去の取り組みから意識的に一線を画した新しい運動として登場した。ヨーロッパではアメリカ的経営手法には頻繁に起こりうる、リストラクチャリングそれ自体が非難されることは少ないが、社会的に責任のあるリストラと無責任なリストラの間には境界がしっかりと存在している。また訓練や職務経験を積ませるということは企業の責任であるという考え方が根強い。ここから失業問題の外縁が拡張し、途上国の労働者の問題を包括するに至ったという点も広範な社会、人権問題に重きを置くヨーロッパの CSR の特徴である。通商政策面を見ても、EU は人権、環境への配慮に応じた特恵関税制度を設け、労働権の尊重、環境の保護に努力する途上国に有利な通称条件を与えている。またヨーロッパの CSR は EU の構造や伝統的エリート主義を反映し、上からの啓蒙活動としての色彩が濃い。これは、社会問題、環境問題を解決し、持続可能な発展を実現しようとする意志が原動力となっているのであり、決して産業競争力強化のために CSR がひとつのツールとして持ち出されているという訳ではない(藤井 2005 第1章)。

続いてヨーロッパの CSR の構造をみていきたい。ヨーロッパの CSR を主導するのは、政府、大企業、NGO である。特に政府が積極的な役割を演じているのは大きな特質だといえる。政府は CSR の取り組みが促進されるように、環境の整備を積極的に整えている。政府が CSR 支援を行うためには、対象となる CSR を明確にしなければならないが、EU においては欧州委員会が果たした。例えば公共調達基準に CSR 基準を加えることや、SRI 投資に対する税制上の優遇、公的年金の SRI の運用、CSR に関する開示ガイドラインの設定などに取り組んできた。欧州委員会は、これまで自らの見解を公式文書で表明するとともに、欧州委員会が設置した機関であり、産業界、NGO、労働組合、「CSR ヨーロッパ」<sup>1</sup>などを集めたマルチステークホルダー・フォーラムの議長をつとめており、いわば CSR の取りま

<sup>1</sup> CSR ヨーロッパとは 1996 年に CSR の取り組みを事業活動に取り組む企業を支援することを目的として設立された、欧州の CSR 推進団体である。



とめ役である。欧州議会については、各国の直接選挙で選ばれた議員で構成される欧州議会の動きは欧州委員会との主導権争いという政治的動機による部分もあるが、議会は NGO 寄りであり企業に対して批判的な立場を鮮明にしている。ちなみに各国レベルでもオランダ、デンマークは環境面での情報開示を企業に義務づけ、フランスが商法を改正し上場企業に社会的指標の開示を義務づけ、イギリスとともに CSR 担当閣僚を任命するなど、積極的に政府が関与している。続いて、政府以外にも目をむけていく。一部の大手企業もヨーロッパ産業界の CSR を牽引している。大手メーカーやスーパー、デパートが調達条件に CSR を採用することで、CSR が広く産業界に伝播している。しかし、既存の大きな産業団体と CSR に取り組む個別の企業との間には温度差がある。ヨーロッパでは政策決定過程において日米に比べ、産業団体の位置づけは非常に大きく、産業団体はロビーの主体として重要な役割を果たしている。それは市民が NGO に大きな信頼を置いているためである。企業、政府と比べて、ヨーロッパの NGO への社会的信頼は高い。また、政党とのつながりが強いことから NGO が政策決定過程に公式に組み込まれている。主に施策分析や提案による貢献の占める割合が高くなっている。ちなみにヨーロッパの NGO は収入の一定の割合を補助金や委託研究などの形で政府に依存している。ヨーロッパの NGO は、政府からの補助金は中立的な資金であり、企業財団からの資金援助よりも好ましいと考えている。(藤井敏彦 2005 第 3 章)

## 第 2 項 アメリカの CSR

この項ではアメリカの CSR について述べる。

アメリカの CSR の主な取組みは地域社会への利益還元である。これにはアメリカの国家の起源が関係している。地域社会から州、州から国家という構造があるアメリカでは、成功した者が地域社会に利益の一部を還元することは最も重要な責務とされている。また逆に企業側としても政治的な発言力を維持し強化していくために、リスク回避の一環としても地域社会とのつながりを強くしておかなければならない。アメリカの CSR はこうした考えから端を発している。よって CSR は政府よりも民間主導で行われている。欧州委員会はアメリカの CSR の特徴を「フィランソロピー×地域社会」と表現した。フィランソロピーとは慈善活動のことであるが、ここでは、利益の一部を寄付する利益処分のような意味合いを表す。ヨーロッパではフィランソロピーは一世代前の CSR として認識されており、現在、社会貢献事業を CSR の中心には位置づけていない。利益還元よりもどのようにその社益を上げたかという企業モラルに重点を置いているという点で、アメリカの CSR との違いがある。(藤井 2005 第 2 章)

## 第 3 項 日本の CSR

日本の CSR は一言でいうと、社会貢献、法令遵守、環境が中心である。

日本での CSR の概念は内から自然発生的に起こったものではなく、輸入の概念であると言える。まず、ISO<sup>1</sup>という CSR 規格が CSR の取り組みへの火付け役となった。ヨーロッパでは社会問題への危機感から企業の責任についての議論がおこり、CSR という概念が構築され、それを経営に取り込む方策を模索し、規格の必要性が議論された。問題意識から新たな政策を打ち出した非常に自然な流れである。しかし、日本では始めに問題意識があったのではなく、ISO というヨーロッパからマニュアル化された形式的手法を押し付けられたという被害意識が強かった。もともと日本の産業界は、CSR への取り組みは企業の自主性に委ねるべきものであり、規格という枠組みは相応しくないと CSR 規格に反対してきた。しかし、企業がブームに遅れまい

<sup>1</sup> ISO とは国際規格を策定するための民間の非政府組織である国際標準化機構及び国際標準化機構が出版した国際規格(IS)のことである。

と認証取得に走ったのが現実であった。現に ISO14001 という環境管理システムに対する CSR 規格の認証取得件数は表 2-1 に示されるように日本が最多である。(藤井 2005 第 7 章)

表 2-1 「2004 年度 ISO14001 国別取得認可数上位 10 カ国」

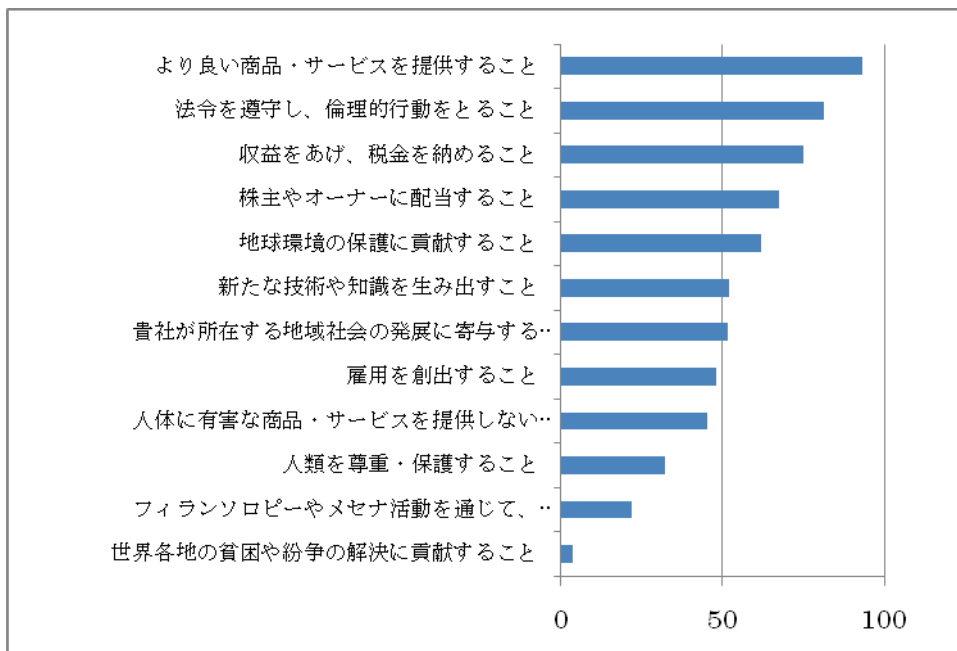
順位	国名	件数
1	日本	13,819
2	中国	5,064
3	スペイン	4,860
4	ドイツ	4,150
5	米国	3,474
6	イタリア	3,121
7	英国	2,917
8	フランス	2,344
9	スウェーデン	2,310
10	韓国	1,495

出所)藤井 2005 (環境省 HP より筆者作成)

このように日本では ISO の検討開始から CSR への関心が生まれた。そして CSR という輸入の言葉は背景にある社会的文脈から切り離され、便利に使い回された。日本では企業スキャンダルの中心が法令違反であったことから、法令遵守とほぼ同義に使われることが多い。日本では当然の義務である法令遵守が CSR の中心的課題と見なされることがほとんどである。ヨーロッパでは、法令遵守などではまかなえない失業問題などの対策として CSR が考えられていることから、対照的な考え方だといえる。また日本企業はアメリカ型のフィランソロピーを導入してきた。バブル崩壊後、フィランソロピーを耳にする機会は少なくなったが、今日の企業の CSR 観に強く影響している。また、日本の経営者の意識も CSR の考え方に大きく関与している。

次の図 2-1 は経営者から見た CSR に含まれる内容についてのアンケート調査の回答である。

図 2-1

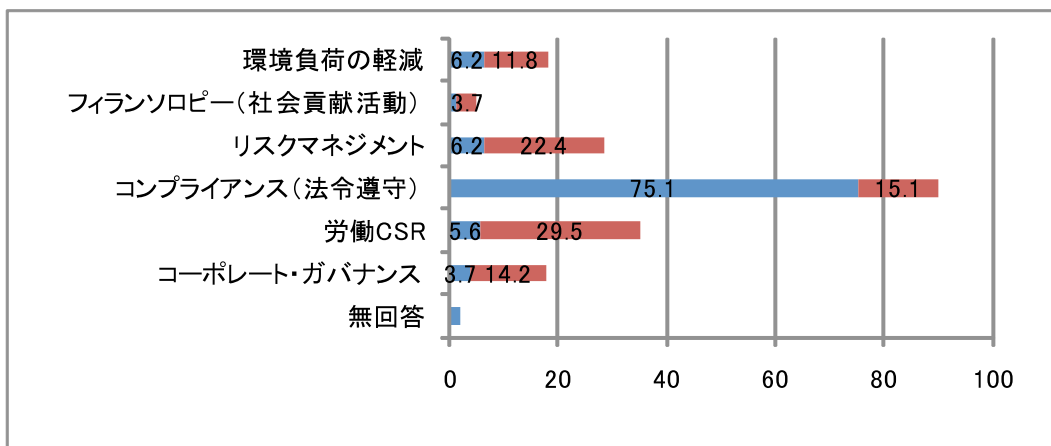


出所)藤井 2005 第 7 章

図 2-1 により、企業経営者はより良い商品・サービスの提供や法令遵守と倫理的な行動を重要視している。その次に収益を上げて税金を納めることや株主やオーナーに配当することが並ぶ。ここから分かるように、日本の企業経営者の多くはヨーロッパにあった人権問題や途上国の発展については頭がないといっても過言ではないだろう。日本の企業経営者が、CSR とは企業として当たり前の行動をとることだという考えるために社会貢献や法令遵守が CSR 活動の中心となっており、CSR の本来の概念とはずれてしまっているのである。しかし、その一方でこの認識は産業界を含め、CSR という概念を広く一般化し、各問題の重要性に対する意識を大きく向上させることに貢献した(藤井 2005 第 2 章)。

ここで実際に企業アンケートから伺える日本の CSR に対する考え方をみていく。下の図 2-2 は青が「最も重要視するもの」、赤が「次に重要視するもの」を尋ねられた際の回答となっている。

図 2-2

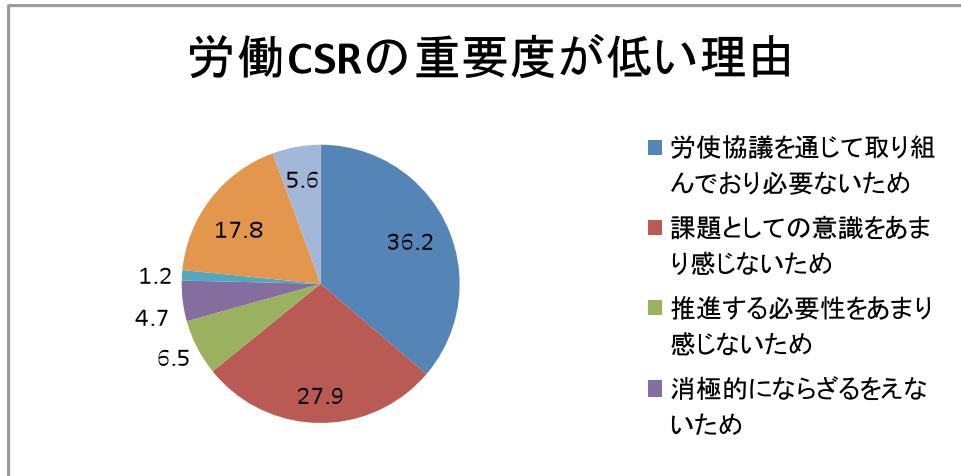


出所)厚生労働省「各企業における CSR に関する取り組み状況と実態把握及び分析(平成 19 年度 1 月)」

原典)「三井情報開発株式会社総合研究所」

図 2-2 から分かるように、7 割以上の企業は法令遵守を最も重要視していることがわかる。リスクマネジメントと環境を「最も重要」とする企業が次に多い。また国際比較で日本が比較的弱いとわかった労働 CSR については「次に重要視」を選ぶ企業が 1 番多い。環境負荷の軽減に対しては環境負荷が高い企業と低い企業で差があるので一概に比較はできないが、それを考慮しても環境負荷の軽減やリスクマネジメントを「最も重要視」を選ぶ企業は労働 CSR を「最も重要視」と選ぶ企業よりも多いことがわかる。日本の CSR に対する企業の意識の中心が法令遵守、環境、リスクマネジメントであることがここでわかる。ではなぜ労働の CSR の重視度が環境、法令遵守、リスクマネジメントに比べて低く位置づけられているのであろう。以下は労働 CSR の重要度が低い理由についての企業アンケートである。

図 2-3



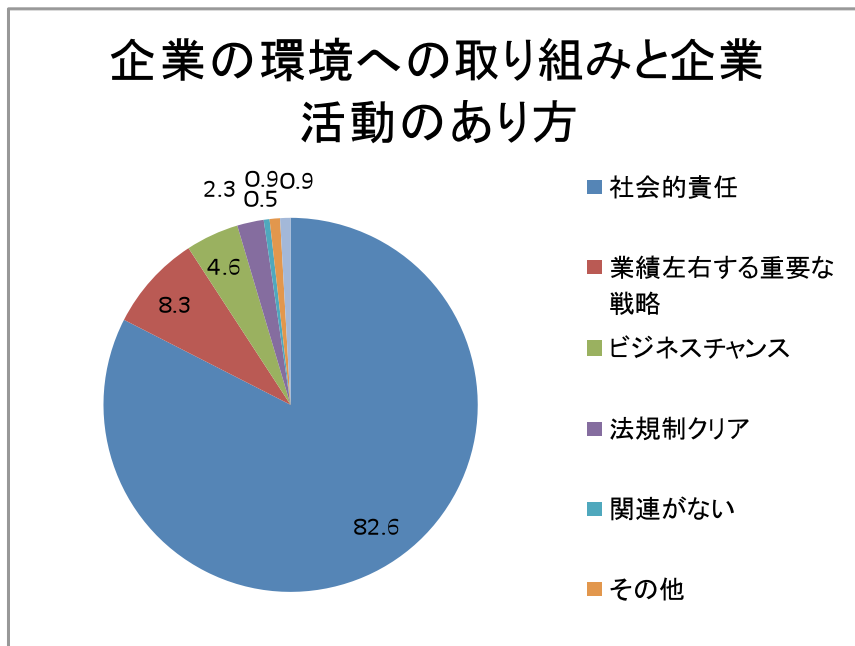
出所) 厚生労働省「各企業におかえる CSR に関する取り組み状況と実態把握及び分析 (平成 19 年度 1 月)」

原典) 「三井情報開発株式会社総合研究所」

図 2-3 より「労使協議を通じて取り組んでおり必要ないため」の項目を選ぶ企業が全体の 36.2%であることから、労使協議に取り組んでさえいればよいと考える企業が多いことがわかる。「課題としての意識をあまり感じないため」「推進する必要性をあまり感じないため」「取り組み必要はないと考えるため」を選ぶ企業の合計が 35.6%に達していることから、日本の労働 CSR に対する企業意識が非常に低いことがわかる。

また、以下では環境に関する CSR の取り組み状況についての意識を見ていきたい。以下の設問に対する企業の回答結果をみる。

設問 1 貴組織では企業の環境への取り組みと企業のあり方についてどう思われますか。



出所) 環境省「平成 19 年度 環境にやさしい企業行動調査 調査結果」

図 2-4 より、企業の意識として環境に関する取り組みを社会的責任の一つと認識している企業が 8 割を越えていることがわかる。ここで着目したいのは「ビジネスチャンスである」「今後の業績を左右する重要な戦略の 1 つとして取り組んでいる」という企業が少ないことである。CSR のひとつだと認識しながらも、それが利益や業績と結びつくとは考えている企業が少ないことを示しているといえる。

以上の企業へのアンケートより、企業の CSR に関する考え方を労働の CSR、環境の CSR の視点からみてきた。ほとんどの企業が何らかの CSR に取り組んでいるはいるものの労働 CSR に関しては企業の重視度が低いことや法令遵守にとどまっていること、環境 CSR に関しては社会的責任の一つだと捉えながらも直接的に企業の成長に結びつくとは考えない企業が多いことがわかった。

最後に日本の CSR の構造をみていく。日本では CSR は企業の自主性に依存している部分が非常に大きい。欧米と比べて日本は NGO から感じる圧力がかなり低い。欧米では政府が CSR において政府が担ってきた役割が NGO にシフトさせている。日本では NGO が企業に抗議行動をするというのはかなり例外的で両者には緊張関係が成り立っていない。ステークホルダーとしての NGO は本来企業と利益を異にする存在である。両者の間にはコミュニケーションが必要であり、ステークホルダー経営が必要であるが、日本ではステークホルダーたる NGO をさがすところから始めなければならない。

次に SRI の観点からも国際間比較をしていく。

## 第2節 (1.2) SRI の国際間比較

### 第 1 項 ヨーロッパの SRI

次はヨーロッパの SRI について述べる。その市場規模は 2007 年で 2 兆 6,654 億ユーロ(約 341 兆円)である。<sup>5</sup> 個人投資家向け市場は約 620 億ユーロで、これは個人投資家向け投資信託を主としている。機関投資家向け市場は約 9710 億ユーロで英国、オランダがほとんどを占めている。さらに、欧州は年金基金の存在が大きいと言える。例えば英国では年金法の改正(2000 年)によって SRI への取り組みが進み、年金のうち 24%が SRI を採用し、オランダではほぼ全ての年金がリスクマネジメントを採用、中でも倫理面から最低 1 つネガティブ・スクリーンを採用している。またアメリカが民間主導であることに対してヨーロッパでは政府主導であり、CSR の法制化も特徴の一つである。最近の相次ぐ年金制度改革によって年金運用機関は運用における CSR 方針を開示する必要に迫られている。これは年金基金の安定的運用を図りたいとする各国政府の長期的戦略が背景にあると考えられる。

次にヨーロッパの国別特徴を述べる。イギリスでは改正年金法(2000 年 7 月)が施行され、年金運用受託者(機関投資家)には投資原則ステートメントにおいて環境面・社会面・倫理面の考慮と議決権行使の基本方針の情報開示が義務付けられた。SRI が法的に強制された訳ではないが、投資規制において初めて CSR が言及されたことがこの年金法改正の大きな意義である。そして 2001 年 4 月、イギリスにおいて世界初の CSR 担当大臣が任命された。フランスでは 2001 年 5 月に会社法改正の一環として「新経済規制法」が成立し、上場企業

<sup>5</sup> データ出所：住信アセットマネジメント <http://www.sumishinam.co.jp/sri/merit/index.html>

に対して企業活動の社会的・環境的影響に関する年次報告の作成・公開が義務付けられた。社会的報告には、労働・雇用、報酬、機会均等、教育訓練、安全・衛生、地域貢献などが求められる。特に強調されているのは地域の雇用確保と活性化である。またイギリスに次いでフランスでも 2002 年 5 月に CSR 担当大臣が就任した。ドイツでは年金破綻防止という目的を受けて、年金制度改正が 2001 年 7 月に連邦議会で成立した。年金の運用者は、基金の投資運用に当たって倫理面、社会面、環境面への配慮の程度について報告書を公表することが義務化された。デンマークやベルギーなどでも同様の動きがある(企業の社会的責任に関する研究会 2006 第二章 2)。

## 第 2 項 アメリカの SRI

アメリカでは以下の特徴がある。アメリカは非常に大きな市場を持っており、中でも SRI 市場が最も整備されている。2007 年 SRI 市場の総額は 2 兆 7,110 億ドル(約 247 兆円)で、<sup>6</sup>これは金融機関経由で運用されている金融資産の 11%を占めている。またスクリーン運用は全体の 77.4%以上にもなる。スクリーン運用のみの投資が 71.8%、株主行動とスクリーン運用の両方行っている投資が 5.5%、株主行動のみの投資が 21.7%である。アメリカで特徴的なものはコミュニティ投資であり、これは 260 億ドルと全体の割合は極めて小さいが順調に伸びている。2007 年は 2005 年比 30%増となっている。これは、主としてスラムなど貧困地域で既存の通常の金融機関からは融資対象とされない低所得者層や地域の小規模事業者の経済的自立や子育て支援など地域活性化対策をサポートすることが目的の投融資であり、コミュニティ投資専門の金融機関 CDFI(Community Development Financial Institutions)を通じて行われている。こうしたコミュニティ投資は金額が小額の割には地域に与える影響は小さくなく、低所得者向けの住宅供給や雇用の確保などに大きな効果を与えている(企業の社会的責任に関する研究会 2006 第二章 1)。これは、日本にはあまり見られない投資である。

第二の特徴としてアメリカの SRI は民間主導である。政府の直接的な関与が少なく、多様な投資・運用機関による年金基金や SRI ファンドなど民間レベルの歴史的な蓄積が著しい。

第三に特定事業を排除するネガティブ・スクリーニングが特徴的である。アルコール、タバコ、ギャンブル、武器、原子力、動物実験などが対象となっている。他方、積極的に評価するポジティブ・スクリーニングもある。環境保全をはじめマイノリティを意識した人権、雇用機会や労働条件、役員報酬、地域社会への投資、海外事業などが一般的である。

最後に第四の特徴はコーポレート・ガバナンス志向である。エンロン・アンダーセン事件やワールドコム事件などの不正事件を皮切りに 2001 年 7 月には企業会計不信を払拭するために「企業改革法」が成立した。これは米国流コーポレート・ガバナンスの色彩が強いが、CSR の一環と見なすことができる。同法律の要点は以下の通りである。①年次報告書の正確性や内部管理体制の有効性に関する CEO や CFO の宣誓(厳罰主義)②社外役員で構成する監査委員会の設置(監査法人の任命、内部告発の処理など)③取締役への融資禁止などがある。同法は米国で株式公開するすべての企業が対象であり日本企業にも適用される。日本では国内法との二重規制や内部干渉との指摘もあるが国内の一連の企業不祥事から倫理・法令遵守体制の見直しが強く求められているのも事実である(企業の社会的責任に関する研究会 2006 第二章 2)。

## 第 3 項 日本の SRI

<sup>6</sup> データ出所：住信アセットマネジメント <http://www.sumishinam.co.jp/sri/merit/index.html>

最後に日本のSRIについて述べる。まず市場規模であるが2007年の日本のSRI市場は従来型のSRI運用が4,000億円程度にすぎず、急増している環境テーマ型ファンドを加えた広義のSRIを含むと8,500億円程度となる。74,000億をとるか8,500億をとるかで大きさは異なるが、欧米の規模を考えると8,000億円としても欧州の0.5%程度であり、日本の市場は規模が極めて小さく、存在感が薄い。これには三つの理由がある。

一つ目の理由として参加者の違いが考えられる。日本の場合、個人投資家が日本のSRI市場を支えているのに対し、米国ではSRI投信の比率は1割に過ぎない。残りの9割は大口の機関投資家の資金を個別に運用するものである。同様に、欧州でもSRI参加者のうち個人投資家の比率は6%にすぎず94%は機関投資家と言われ、ここでも公的年金基金が重要な役割を果たしている。年金基金以外にも、欧米では大学や宗教団体、労働組合など、もともと社会的貢献をミッションとする組織がSRIに積極的に参加し、かつ中核の投資家として存在している。一方、日本のSRI市場では年金基金が参加してからまだ4年足らずでありその規模は1100億円程度にとどまっている。さらに社会的貢献をミッションとする公益法人・宗教団体や労働組合もSRI運用には基本的に無関心である。この点に関して、こうした団体が株式運用そのものに無関心なのか、株式運用は行うがSRI運用に無関心なのか直接調査が行われていないため不明である。また公益法人に対する現在のSRIの実施状況アンケート調査によると、行っていない法人が97.6%、今後も検討するつもりがない法人が86.5%となっている。そして行わない理由として最も多い回答は「法人の設立目的と合致しないから」であった。日本では、自分たちのミッションを、金融機能を通じて実現するという発想が全く欠如している。ではなぜSRIという領域だけ鎖国状況なのか。これは金融に対して社会が望む役割、あるいは金融に対する哲学の違いに起因する。欧米の大手の機関投資家は自分たちの資産規模から考えて、公的年金運用が経済社会の発展に大きな影響を及ぼすということに自覚している。その上で「基金のミッションは、単に加盟者のためにパフォーマンスをあげることだけでなく、その経済力を行使して社会・経済に良い影響を与えること」という哲学がある。そして基金を取り巻く社会が年金基金に対してその役割を期待している。こうしたことは公益法人・宗教団体や労働組合にも当てはまる。自分の組織のミッションを達成する手段として金融の運用も考えているのである。他方、日本では「運用機関のミッションは委託者のために運用リターンをあげることであり、運用のプロセスにおいて社会的な影響を考慮することではない」という考え方が主流である。また金融教育がきちんと行われていない日本では、社会全体としてそもそも金融資産の運用にそこまでの役割も求めていない。現状ではこの意識の差が極めて大きい。しかし、最近では意識が徐々に変わりつつある兆候もみられる。(企業の社会的責任に関する研究会 2006 第二章3)

市場規模が小さい二つ目の理由は使われているSRI手法の違いである。これはスクリーン運用のことであるが、日本のSRI投信は全てポジティブ・スクリーンのみでネガティブ・スクリーンは皆無である。ネガティブ・スクリーンは倫理・宗教的見地から特定の業種を排除するもので、宗教団体などの資金を運用する場合は問題ないと思われる。しかし日本のように特定の宗教的・倫理的価値観が社会的合意となっていない社会では、広く一般からの投資を募る公募投信の場合に、特定の価値観を前面に謳うことは販売戦略という点から見ても、ネガティブ・スクリーンを適用することは難しいと考えられる。特にネガティブ・スクリーンとは、特定の事業を宗教的観点から社会的に悪として排除してしまうものなので、多神教的な日本人には合わないと考えられる。

第三の理由は以下のグラフから見出せる。以下3つのグラフは各国の投資家によるCSRに関心がある理由、CSRに関心がない理由、既にCSRファンドを購入した投資家を対象としたエコファンド等の改善すべき点を比べたものである。

7 データ出所：住信アセットマネジメント <http://www.sumishinam.co.jp/sri/merit/index.html>

図 2-5

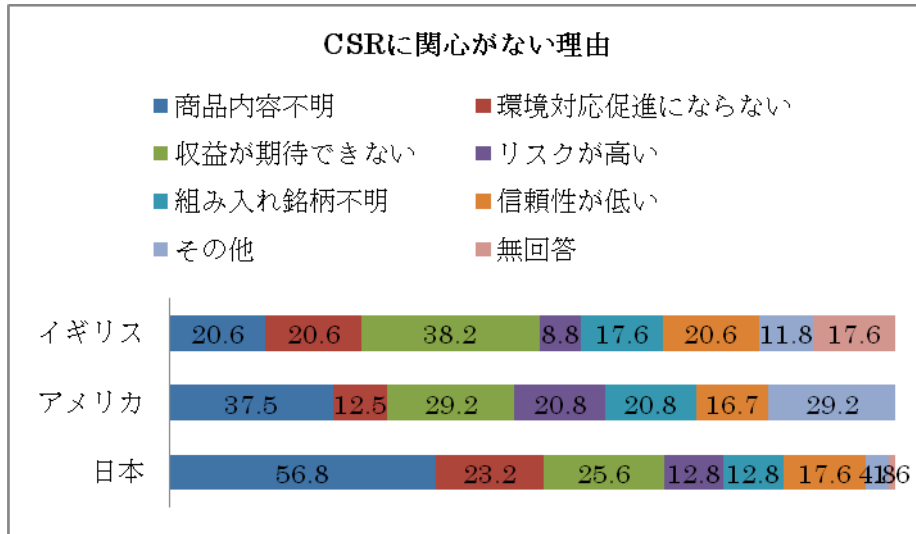


図 2-6

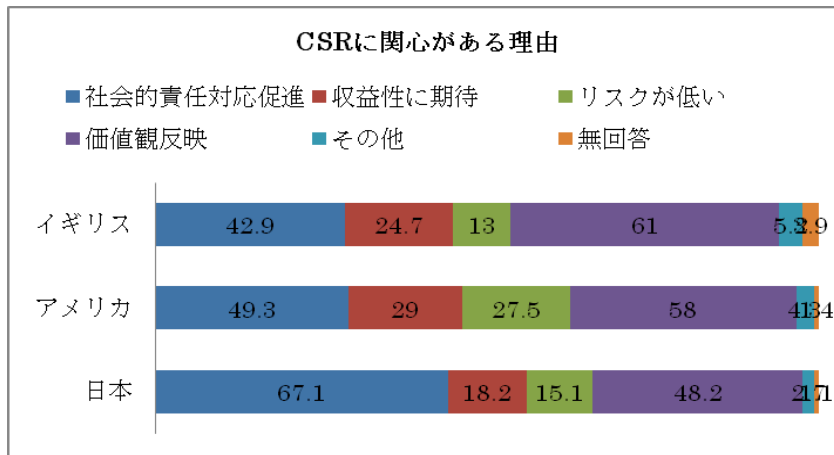
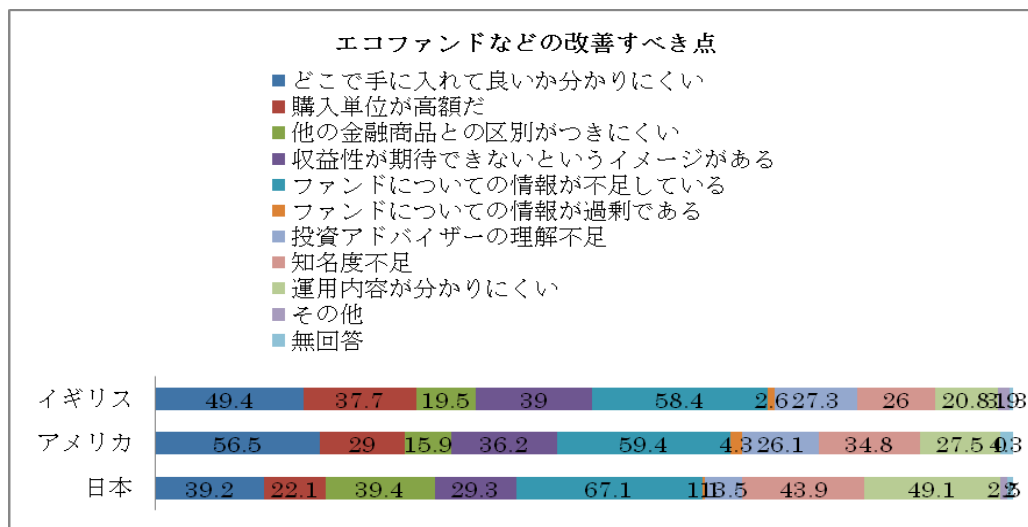


図 2-7





出所)環境省 SRI に関する 3 国家間比較のアンケート  
「社会的責任に関する日英米 3 カ国比較調査報告書」  
[http://www.env.go.jp/policy/kinyu/rep\\_h1506/index.html](http://www.env.go.jp/policy/kinyu/rep_h1506/index.html)

## 第2章 日本の CSR の問題意識

---

以上の国際間の比較からわかる日本の問題意識について述べる。日本の CSR の問題を一言でいうと、日本では CSR に取り組むインセンティブが低いということである。その理由として、まず日本では CSR という概念そのものが海外からの輸入の概念であり、自発的に生まれた概念ではないので根付くのが難しいという理由がある。CSR が持続可能な発展という今日的な政策課題の中で生まれた理念であるという認識が日本では浸透していない。そのうえ CSR への取り組みは企業の自発性に任されているので、CSR に取り組むインセンティブは上がらない。ヨーロッパでは、消費者の CSR に対する意識が購買などに影響を与えている現状さえあるので、企業はさらに CSR に取り組もうとする誘因がある。次に、日本ではステークホルダーとして NGO の存在感が弱いことがあげられる。欧米ではステークホルダーとして NGO が非常に重要な役割を担っている。経営側から一方的にみた法令遵守、社会貢献事業に留まった CSR の項目が一般化してしまうのも NGO からの具体的な要求があまり存在しないからではないか、と考えられる。

また、SRI の低さもインセンティブが低い要因となっている。アンケート調査<sup>1</sup>では、日本の投資家が CSR に関心がない理由の過半数以上が「商品内容不明」と答えており、またエコファンドなどの改善点として「ファンドについての情報が不足している」と「運用内容が分かりにくい」という点が挙げられており、SRI や CSR に関する情報が少ないために、投資家は、CSR に熱心に取り組む企業を評価し、そのような企業に対して投資を行うことを控える傾向にあることがうかがえる。日本の SRI 市場では企業の CSR 活動やファンドについての知識を広く広めていくことが必要であり、それによって投資家の CSR ファンド購買の意欲を上げることが可能だと考えられる。

---

<sup>1</sup> 環境省 SRIに関する3国間比較のアンケート「社会的責任に関する日米英3か国比較調査報告書」[http://www.env.go.jp/policy/kinyu/rep\\_h1506/index.html](http://www.env.go.jp/policy/kinyu/rep_h1506/index.html) より引用。

## 第3章 仮説

---

これまでで日本は欧米と比べて CSR が遅れていること、日本企業の中で優れた CSR を実践している企業もあるがまだまだ経営者や投資家に CSR の概念が浸透していないことが問題であった。そして企業が CSR を前向きに行い、投資家が社会的責任投資を積極的に行えば、CSR の分野で世界に追い付くことができ、環境・労働の配慮により社会・労働環境は良くなり、また利益を伴った CSR により企業収益を伸ばすことができるという好循環があると我々は考えた。そして今、CSR 活動のコストと利益をどのように理解し把握するか、いかに CSR 活動を行うインセンティブをあげるかが企業経営戦略の大きな課題となっている。

そこで我々は以下の二つの仮説を設けた。

1. CSR に積極的な取り組みを行っている企業は収益性に優れている。
2. CSR に積極的な取り組みを行っている企業の収益は安定している。

以下、1. については、企業の利益高を、売上高と CSR 活動の取り組みの有無で説明する

2. については、企業の株価変動率を、CSR 活動の取り組みの有無で説明する。

## 第4章 分析

### 第1節 SRI 企業の高収益性

#### 第1項 分析方法概要

①東京証券取引所第1部に上場している企業のうち CSR 活動に熱心に取り組む企業を10社選び出す。

②東京証券取引所第1部に上場している企業のうち CSR 活動にあまり熱心でない企業を選び出す。

③①・②の企業のデータを用いて、総売上高と CSR 活動を説明変数とし、税引き後当期純損益を被説明変数とした回帰分析をおこなう。この際、①と②の企業の CSR 活動の部分を区別するために、ダミー変数を用いて分析をおこなう。以上の手順で CSR 活動と企業の収益力の相関関係を調べる。各手順の詳細を以下に示す。

①我々は CSR 活動に熱心に取り組む企業を選出するにあたって、現在運用されている投信(公募の投資信託)合計 3,337 本の投資方針・保有資産と、そのパフォーマンスを検証するウェブサイト「投信プロ (fundpro.jp)」<sup>1</sup>を参考とした。投信プロは全ての投資信託について、投資方針・保有資産については投資信託が決算後に発表する有価証券報告書の抜粋(年に一、二度更新)を、パフォーマンスについては投資信託会社が公表する投資信託の基準価額を利用(毎日更新)して掲載しており、さらに「テーマ別投資信託ページに掲載されている投資対象銘柄の一覧」には、全ての投資信託が、SRI・社会的責任投資の観点から投資する 257 の企業の銘柄名と其々のコード・運用会社数・投資信託数・簿価計・時価総額・比率が掲載されている。このように全ての投資信託の情報を扱っているため、中立性や規模の大きさの観点から、分析に最適であると判断した。このうち、他業種と特長の異なる金融部門を除く 10 の異なる業種区分から各 1 社ずつ、最も熱心に CSR 活動に取り組むと判断する企業を選出する。判断基準は運用会社数・投資信託数の多さとする。以下にその 10 社の銘柄名と業種区分を示す。

#### 第2項 企業の選出

表 4-1 選出した 10 社の銘柄名と業種区分

銘柄名	区分	銘柄名	区分
トヨタ	四輪車	KDDI	通信
三井物産	総合商社	ソニー	ラジオ・テレビ受信

<sup>1</sup> <http://www.fundpro.jp/>

			機
キヤノン	事務民生用機械	東日本旅客鉄道	鉄道
武田薬品工業	医薬品	商船三井	外航・運輸
JFE	普通鋼	信越化学工業	合成樹脂

②さらに東京証券取引所第1部上場企業のうち、上記の10社と同じ産業区分から、投信プロのSRI・社会的責任投資のページに掲載されている投資対象銘柄257社に含まれていない企業138社を選出する。

### 第3項 回帰分析

③①で選出した10社と、②で選出した138社を合わせた計148社のデータを用いて、回帰分析を行う。

・企業の以下のような財務データ。p(税引き後当期純損益)、s(総売上高)の自然対数値  $\ln p$ 、 $\ln s$ 。

・クロスセクション。a)投信プロのSRI・社会的責任投資の部門に掲載されている投資対象銘柄257社のうち金融以外の各業種区分で最も投資されている10の企業。b)東京証券取引所第1部の業種分類が四輪車、総合商社、事務民生用機械、医薬品、普通鋼、通信、ラジオ・テレビ受信機、鉄道、外航・運輸、合成樹脂に属し、2008年に上場している企業で、投信プロのSRI・社会的責任投資の部門に掲載されている投資対象銘柄257社に含まれていない138の企業。

- ・観測年。2008年。
- ・欠損値を含まない。

表4-2 銘柄名とコード

コード	銘柄名	コード	銘柄名
3949	トヨタ自動車	6031	キッセイ薬品工業
339	富士重工業	6539	東和薬品
2787	日野自動車	7093	沢井製薬
5021	三菱自動車工業	39633	日本ケミカルリサーチ
44011	GMB	41028	新日本科学
3428	三井物産	41723	デンカ生研
7098	岡谷鋼機	44679	キョーリン
1255	長瀬産業	42997	JFE
1759	神栄	224	日新製鋼
3600	兼松	328	トピー工業
4195	三谷商事	446	合同製鐵
5204	ユニ・チャーム	451	中山製鋼所
7794	三谷産業	1188	豊平製鋼
40153	住金物産	1620	東京鐵鋼
40354	ドウシシャ	3843	中部鋼板
43242	双日	4969	東京製鐵
43857	JFE 商事ホールディングス	6608	大阪製鐵
65112	ジャルックス	38037	共英製鋼
1994	キヤノン	41324	北越メタル
7017	大和冷機工業	6908	KDDI
39883	ニスカ	7776	電通国際情報サービス

39897	キヤノンファインテック	40138	ソフトバンク
1556	東芝テック	40626	光通信
2018	JUKI	42841	インボイス
2872	ダイキン工業	43472	イー・アクセス
2916	カシオ計算機	43679	ティーガイア
3330	セコニック	44674	アイ・ティー・シーネット ワーク
3477	アマノ	317	ソニー
3703	シルバー精工	3688	三洋電機
3734	蛇の目ミシン工業	3755	富士通ゼネラル
3939	東洋製作所	4056	日本ビクター
4107	ブラザー工業	38816	マスプロ電工
4263	リコー	41486	船井電機
6790	グローリー	7360	東日本旅客鉄道
7018	新晃工業	2641	日本車輛製造
7610	富士通フロンテック	3635	近畿車輛
39423	日本金銭機械	194	京成電鉄
39600	サトー	195	京浜急行電鉄
39876	理想科学工業	196	東武鉄道
39955	三共	1131	南海電気鉄道
44618	ペガサスミシン製造	1142	京阪電気鉄道
3828	武田薬品工業	1553	阪急阪神ホールディングス
4888	日医工	1837	近畿日本鉄道
3539	エスエス製薬	1971	京福電気鉄道
3834	中外製薬	1999	京王電鉄
5722	アース製薬	2024	小田急電鉄
1071	久光製薬	2173	名古屋鉄道
398	科研製薬	2231	山陽電気鉄道
1155	わかもと製薬	2312	新京成電鉄
1378	富山化学工業	2313	神戸電鉄
1668	田辺三菱製薬	2714	相模鉄道
2358	興和紡績	2797	西日本鉄道
2375	栄研化学	4031	日本石油輸送
3538	エーザイ	7355	西日本旅客鉄道
3554	小野薬品工業	7358	東海旅客鉄道
3701	参天製薬	163	商船三井
3735	塩野義製薬	125	飯野海運
3783	大正製薬	144	太平洋海運
3794	大日本製薬	153	新和海運
3861	あすか製薬	548	共栄タンカー
4005	日本ケミファ	562	玉井商船
4037	日本新薬	581	明治海運
4101	ビオフェルミン製薬	1089	第一中央汽船
4109	フマキラー	1421	信越化学工業
4148	扶桑薬品工業	1704	東亜合成
4226	森下仁丹	85	クレハ
4230	持田製薬	97	電気化学工業

4246 有機合成薬品工業	421 カネカ
4274 ロート製薬	1702 日本カーバイド工業
5063 ゼリア新薬工業	3758 セメダイン
5196 生化学工業	3865 寺田紡績
5198 日水製薬	4268 リケンテクノス
5275 ツムラ	4925 群栄化学工業
5469 鳥居薬品	40367 ヤスハラケミカル

株価情報出所)日本政策投資銀行「企業財務データバンク」

表 4-3 Excel ファイルの各系列の意味

ID	各企業のコード
LNS	総売上高 (出所：日本政策投資銀行「企業財務データバンク」)
LNP	税引後当期純損益 (出所：日本政策投資銀行「企業財務データバンク」)
CSR	SRI 企業=1、非 SRI 企業=0 (ダミー変数)

以下の回帰式を用いる。  
式 4)

$$\ln P = a + b \ln S + c \text{CSR} + \mu(c; \text{ダミー変数})$$

表 4-4 データ

ID	LNS	LNP	CSR
3949	23.2147561	20.8526647	1
339	20.74191093	#NUM!	0
2787	20.75685051	15.3122276	0
5021	21.36697432	16.84458089	0
44011	16.60138858	13.2113701	0
3428	23.23215086	18.87750414	1
7098	20.39206508	15.59822928	0
1255	20.07367611	14.8190793	0
1759	17.59311034	12.90669184	0
3600	20.1507421	16.42241358	0
4195	19.49118844	15.27505538	0
5204	18.97589256	16.24719222	0
7794	17.19793278	13.19747085	0
40153	20.87555507	15.88880826	0
40354	18.19399479	14.89462703	0
43242	21.97043893	17.266228	0
43857	16.42609492	16.37814956	0
65112	18.51112659	13.92583653	0
1994	21.78379959	19.72079883	1
7017	17.05377485	14.14509412	0
39883	17.41786774	13.65942501	0
39897	18.65305357	15.65431263	0
1556	19.40102363	15.86668122	0
2018	18.1505635	15.22013588	0

2872	20.02769973	16.85998538	0
2916	19.93938837	16.66001288	0
3330	16.30921176	11.98292909	0
3477	18.0768092	15.39407681	0
3703	14.6108221	#NUM!	0
3734	17.37325574	#NUM!	0
3939	16.8765623	12.96219463	0
4107	19.73871232	16.52336074	0
4263	20.75885303	17.81680738	0
6790	18.87215119	16.1690739	0
7018	16.85588153	13.90991123	0
7610	18.4091748	14.23422089	0
39423	16.66926057	#NUM!	0
39600	17.92273844	14.68847617	0
39876	18.13880843	#NUM!	0
39955	19.34683467	17.56133729	0
44618	16.08013975	13.4191365	0
3828	20.60958861	18.97792801	1
4888	17.24490164	14.51770023	0
3539	17.29868723	14.13904228	0
3834	19.61218514	17.33561627	0
5722	18.07135019	14.69803766	0
1071	18.53966306	16.67696831	0
398	18.17472905	15.3872466	0
1155	16.13095452	12.89577139	0
1378	16.9867915	12.01370075	0
1668	19.41047098	16.9734042	0
2358	16.45536643	12.38514727	0
2375	17.04326683	14.48128654	0
3538	19.77960391	17.64376057	0
3554	18.78625398	17.36799739	0
3701	18.3591138	16.07100404	0
3735	19.11882542	16.9280921	0
3783	19.12211846	17.07013955	0
3794	19.32808814	17.05147946	0
3861	17.21674127	14.91778281	0
4005	16.80235344	12.64754819	0
4037	17.89707379	15.17520424	0
4101	15.96727044	13.90980477	0
4109	16.59001969	13.29362567	0
4148	17.59867694	11.55214618	0
4226	15.78917483	12.79385931	0
4230	18.03462113	15.92366103	0
4246	16.16701943	12.47474772	0
4274	18.02654126	15.51843881	0



5063	17.705929	14.24358285	0
5196	16.96777638	15.31758595	0
5198	16.31063186	13.50994689	0
5275	18.19184603	15.97745332	0
5469	17.52529497	14.9030619	0
6031	17.81859838	14.61796047	0
6539	17.22841386	14.76825549	0
7093	17.40636475	14.26094033	0
39633	16.23897309	12.43409627	0
41028	16.38929233	13.11635335	0
41723	16.45499601	13.75211911	0
44679	15.6233074	15.0324983	0
42997	19.54902981	19.48943845	1
224	20.07458903	17.22708722	0
328	19.12212342	14.95973336	0
446	18.62445389	14.47613455	0
451	18.81956424	#NUM!	0
1188	16.55800315	12.78107516	0
1620	17.91946731	14.85031792	0
3843	17.86715637	14.97709765	0
4969	19.3165565	16.13140667	0
6608	18.43705594	15.60510101	0
38037	18.78307132	15.95357472	0
41324	17.03517407	12.85398185	0
6908	19.54902981	19.48943845	1
7776	17.92426743	14.24012448	0
40138	16.36628297	15.68330471	0
40626	16.48218305	#NUM!	0
42841	17.89343442	#NUM!	0
43472	18.02403166	15.95015026	0
43679	19.7321869	15.24844993	0
44674	18.83763296	14.87676706	0
317	22.23025477	19.81158944	1
3688	21.07247518	16.754937	0
3755	19.03835518	13.96737291	0
4056	19.6168522	#NUM!	0
38816	17.26828786	13.16924696	0
41486	19.22248052	16.75117431	0
7360	21.40628692	18.91032767	1
2641	18.28156809	#NUM!	0
3635	17.20176349	13.69897674	0
194	18.04672884	15.56209831	0
195	18.62925467	15.99457116	0
196	19.20578704	16.41143668	0
1131	18.16485903	15.76938888	0

1142	18.11280957	15.48265118	0
1553	16.36080651	15.83400711	0
1837	19.49892024	15.8520446	0
1971	14.700517	11.31447453	0
1999	18.59850889	16.26054962	0
2024	18.93097423	16.50756687	0
2173	18.47809079	15.97029146	0
2231	16.86321839	13.76526934	0
2312	16.51953152	13.82281978	0
2313	16.92421431	13.5670492	0
2714	17.61266129	15.0413427	0
2797	18.73073567	15.57336848	0
4031	16.62713903	13.27172087	0
7355	20.59481637	17.62501345	0
7358	20.95536517	18.85215792	0
163	21.1860856	18.97048282	1
125	18.19021042	15.42073963	0
144	16.44216739	10.71772341	0
153	18.50934159	16.38276495	0
548	16.29344932	12.90073867	0
562	15.72499647	13.81929638	0
581	16.41869679	11.91622824	0
1089	18.93126834	16.90181453	0
1421	20.37877353	17.73210311	1
1704	18.19744969	15.83214541	0
85	18.3155091	15.23572314	0
97	19.40191991	15.70318608	0
421	19.56378827	16.5342369	0
1702	17.3939074	13.5167554	0
3758	16.86285729	12.70174098	0
3865	15.11526016	10.24227853	0
4268	17.70410251	#NUM!	0
4925	16.61291384	#NUM!	0
40367	16.23118743	12.88769618	0

#### 第 4 項 回帰分析結果

回帰分析の結果は次の通りである。

表 4-5 回帰分析結果

**利益高 = 売上高 + CSR**

Dependent Variable: LNP

Method: Least Squares

Date: 11/02/09 Time: 00:31

Sample: 1 148

Included observations: 136

Excluded observations: 12

Variable	Coefficient	Std. Error	t-Statistic	Prob.
C	-0.726776	1.125369	<b>-0.645811</b>	0.5195
CSR	1.560808	0.395844	<b>3.942984</b>	0.0001
LNS	0.865591	0.062106	<b>13.93736</b>	0
R-squared	0.730078	Mean dependent var		15.227
Adjusted R-squared	0.726019	S.D. dependent var		1.979098
S.E. of regression	1.035923	Akaike info criterion		2.930275
Sum squared resid	142.7272	Schwarz criterion		2.994524
Log likelihood	-196.2587	F-statistic		179.8676
Durbin-Watson stat	1.845509	Prob(F-statistic)		0

以上より、検定結果が有意であるといえる。

ただし、これは CSR 活動と企業の収益力は相関関係にあることを示せただけであって、この分析結果から CSR 活動を行うために企業の収益力が高いのか、企業の収益力が高いために CSR 活動に取り組んでいるのかを判断することはできない。どちらの指標が原因又は結果であるのかを知るためには、後の研究を待つ必要があるだろう。

## 第2節 SRI 企業の収益安定性

### 第 1 項 分析方法概要

①東京証券取引所第 1 部に上場している企業のうち CSR 活動に熱心に取り組む企業を 10 社選び出す。(1. と同様)

②2005 年 11 月～2009 年 10 月の、日経平均株価の月別の終値の分散と①企業の株価の月別の終値の分散を比較する。

### 第 2 項 データ

表 4-6 データ一例

日付	トヨタ 自動車	三井物 産	キヤノ ン	武田薬 品工業	JFE
----	------------	----------	----------	------------	-----

2009年 10月	<b>3,380</b>	<b>1,124</b>	3,430	<b>3,680</b>	<b>3,040</b>
2009年9 月	<b>3,570</b>	<b>1,174</b>	3,630	<b>3,740</b>	<b>3,080</b>
2009年8 月	<b>3,990</b>	<b>1,212</b>	3,570	<b>3,750</b>	<b>3,250</b>
2009年7 月	<b>3,990</b>	<b>1,187</b>	3,530	<b>3,830</b>	<b>3,810</b>
2009年6 月	<b>3,670</b>	<b>1,146</b>	3,160	<b>3,760</b>	<b>3,250</b>
2009年5 月	<b>3,810</b>	<b>1,216</b>	3,150	<b>3,770</b>	<b>3,180</b>
2009年4 月	<b>3,850</b>	<b>1,038</b>	2,950	<b>3,500</b>	<b>2,675</b>
2009年3 月	<b>3,120</b>	<b>986</b>	2,820	<b>3,400</b>	<b>2,145</b>
2009年2 月	<b>3,180</b>	<b>920</b>	2,540	<b>3,990</b>	<b>2,155</b>
2009年1 月	<b>2,925</b>	<b>960</b>	2,475	<b>4,250</b>	<b>2,285</b>
2008年 12月	<b>2,905</b>	<b>901</b>	2,770	<b>4,640</b>	<b>2,335</b>
2008年 11月	<b>3,000</b>	<b>846</b>	2,825	<b>4,610</b>	<b>2,315</b>
2008年 10月	<b>3,730</b>	<b>926</b>	3,340	<b>4,830</b>	<b>2,445</b>
2008年9 月	<b>4,380</b>	<b>1,278</b>	3,820	<b>5,250</b>	<b>3,180</b>
2008年8 月	<b>4,930</b>	<b>1,880</b>	4,950	<b>5,730</b>	<b>4,660</b>
2008年7 月	<b>4,660</b>	<b>2,235</b>	4,960	<b>5,750</b>	<b>5,290</b>
2008年6 月	<b>5,010</b>	<b>2,345</b>	5,460	<b>5,400</b>	<b>5,350</b>
2008年5 月	<b>5,370</b>	<b>2,585</b>	5,690	<b>6,110</b>	<b>5,960</b>
2008年4 月	<b>5,270</b>	<b>2,440</b>	5,200	<b>5,490</b>	<b>5,700</b>
2008年3 月	<b>4,970</b>	<b>2,020</b>	4,590	<b>4,990</b>	<b>4,420</b>
2008年2 月	<b>5,750</b>	<b>2,330</b>	4,820	<b>5,860</b>	<b>4,740</b>
2008年1 月	<b>5,820</b>	<b>2,125</b>	4,580	<b>6,450</b>	<b>4,910</b>
2007年 12月	<b>6,040</b>	<b>2,365</b>	5,200	<b>6,570</b>	<b>5,660</b>

2007年 11月	<b>6,240</b>	<b>2,530</b>	5,810	<b>7,100</b>	<b>6,050</b>
2007年 10月	<b>6,570</b>	<b>2,950</b>	5,750	<b>7,160</b>	<b>6,690</b>
2007年9 月	<b>6,780</b>	<b>2,790</b>	6,270	<b>8,080</b>	<b>8,140</b>
2007年8 月	<b>6,760</b>	<b>2,410</b>	6,620	<b>7,920</b>	<b>7,560</b>
2007年7 月	<b>7,200</b>	<b>2,810</b>	6,270	<b>7,760</b>	<b>8,210</b>
2007年6 月	<b>7,800</b>	<b>2,455</b>	7,230	<b>7,960</b>	<b>7,670</b>
2007年5 月	<b>7,300</b>	<b>2,400</b>	7,160	<b>8,170</b>	<b>7,400</b>
2007年4 月	<b>7,320</b>	<b>2,155</b>	6,750	<b>7,780</b>	<b>6,620</b>
2007年3 月	<b>7,550</b>	<b>2,200</b>	6,330	<b>7,730</b>	<b>6,970</b>
2007年2 月	<b>8,020</b>	<b>2,130</b>	6,470	<b>8,140</b>	<b>7,290</b>
2007年1 月	<b>7,950</b>	<b>1,928</b>	6,350	<b>7,870</b>	<b>6,690</b>
2006年 12月	<b>7,960</b>	<b>1,780</b>	6,700	<b>8,170</b>	<b>6,130</b>
2006年 11月	<b>7,020</b>	<b>1,580</b>	6,120	<b>7,560</b>	<b>5,340</b>
2006年 10月	<b>6,930</b>	<b>1,597</b>	6,270	<b>7,510</b>	<b>4,700</b>
2006年9 月	<b>6,420</b>	<b>1,502</b>	6,160	<b>7,370</b>	<b>4,630</b>
2006年8 月	<b>6,370</b>	<b>1,699</b>	5,840	<b>7,770</b>	<b>4,780</b>
2006年7 月	<b>6,060</b>	<b>1,747</b>	5,510	<b>7,400</b>	<b>4,580</b>
2006年6 月	<b>5,990</b>	<b>1,616</b>	5,610	<b>7,120</b>	<b>4,850</b>
2006年5 月	<b>5,930</b>	<b>1,581</b>	5,173	<b>7,260</b>	<b>4,820</b>
2006年4 月	<b>6,660</b>	<b>1,721</b>	5,806	<b>6,960</b>	<b>4,420</b>
2006年3 月	<b>6,430</b>	<b>1,702</b>	5,193	<b>6,710</b>	<b>4,750</b>
2006年2 月	<b>6,250</b>	<b>1,600</b>	4,880	<b>6,500</b>	<b>4,320</b>
2006年1 月	<b>6,080</b>	<b>1,687</b>	4,720	<b>6,640</b>	<b>4,210</b>

2005年 12月	<b>6,120</b>	<b>1,515</b>	4,600	<b>6,380</b>	<b>3,960</b>
2005年 11月	<b>5,790</b>	<b>1,476</b>	4,473	<b>6,580</b>	<b>3,800</b>

### 第3項 分析結果

表 4-7 分析結果

分散分析: 一元配置

概要				
グループ	標本数	合計	平均	分散
トヨタ自動車	48	266820	5558.75	2365976.064
三井物産	48	84800	1766.667	340273.078
キヤノン	48	237525	4948.438	1847246.294
武田薬品工業	48	294950	6144.792	2460868.041
JFE	48	230415	4800.313	2899982.347
KDDI	48	33219000	692062.5	20905421543
ソニー	48	213866	4455.542	2329125.785
東日本旅客鉄道	48	38135000	794479.2	15697063387
商船三井	48	51078	1064.125	191511.6011
信越化学工業	48	303910	6331.458	1685442.509
日経平均株価 (終値)	48	668166.3	13920.13	<b>11044868.33</b>

表 4-7 より、KDDI と東日本旅客鉄道を除く上位 8 社は、日経平均株価よりも分散が小さいことが分かる。分散が小さいということは株価の変動が少ないということであり、よって KDDI と東日本旅客鉄道を除く上位 8 社は日経平均株価と比較して株価がより安定していると考えられる。

### 第3節 分析により確認出来たこと

以上の 2 つの分析より、以下の 2 点を確認することができた。

1. CSR に積極的な取り組みを行っている企業は収益性に優れている。
2. CSR に積極的な取り組みを行っている企業の収益は安定している。

## 第5章 政策提言

---

### 第1節 (1.1) 企業の CSR 活動と収益率の相関

分析の結果から、企業のCSR活動への取り組みと高い収益率、そして収益の安定性との間には相関関係があるということが証明された。これらが証明されたことによって、我々は次のようなサイクルが生まれると考えた。まず企業がCSR活動に取り組むことによって社会への貢献度が上がる。次に、それが企業自身のイメージアップにつながり、企業の利益が増大するというものである。これは、現在持続可能な CSR に取り組んでおり、将来的にもさらに成長が期待できるような企業に関しても現在CSR活動の段階が低い企業やCSR活動に取り組んでいない企業に関しても同様のことが言えるだろう。ただし、CSR活動を手当たり次第行えばいいわけではない。CSRの概念を理解した上で、ある一定の基準(これについては次節で述べる)を満たすCSR活動を行うことを企業は求められているのである。

そこで、企業は我々が報告すべきであると判断した以下のような項目に沿って**数値化した指標**を公表する、ということを経営提言とする。この提言により、CSR に対する企業の意識が高まり、SRIも増加することを我々は期待している。そして企業がCSR活動をすることをし、それを評価した投資家がSRIを行うことによって、企業は更なる収益を得ることが出来ると判断するとすれば、それは日本全体にプラスの波及効果を生み出すであろう。さらに国際的にも日本の CSR が認知され、世界においての日本企業の競争力が高まることを期待する。

### 第2節 (1.2) 企業が果たすべき 6 つの責任

まず日本企業の現状に見合った CSR 活動の基準を、**企業本来の責任、企業倫理への責任、法令遵守の責任、環境への責任、社会・ステークホルダーへの責任**と、これら**責任遂行を促進するコミュニケーション活動**、この6つの事項で設定する。

#### 第1項 企業本来の責任

企業本来の責任とは、企業の規模が拡大するにつれて社会に与える影響力が大きくなる(株主、顧客、取引先、従業員などの利害関係者が多数)。それと同時に、企業に対する社会的圧力も増大しているという現状から、今日の企業のマネジメントとしては、経営者は企業が持つ本来の経営目的「利潤追求」に加え、社会的貢献として「社会的責任」の遂行という二律背反的な局面を、具体的経営活動の中で調和実現させて行く事が求められていることを示す。前述の企業目的と社会責任の両面から、企業本来の利潤追求の行動にも伝統的な「あ

らゆる手段を使つての極大利潤獲得」に代わって、経営者の行動目標としての制限された利潤概念が導入される必要がある(リコーグループ社会的責任経営報告書 2006)。

## 第 2 項 社会的責任

社会的責任の内容は、企業は経営社会として多数の従業員を支えて彼らの生活を保証するという責任である。かつ社会的に有用な財・サービスの生産提供によって、継続企業として維持発展を続ける責任であり、利益処分、給与支払などが挙げられる。公益的責任の内容は、企業は自社と対境関係にある利害者集団(株主、債権者、得意先、消費者、地域住民、政治・地方自治体など)と調和的關係を維持する為、金銭的、非金銭的を問わず、利益の還元配分を行う責任であり、債務の履行、非経済面での責任などが挙げられる。

今日では、開かれた企業としての存在(オープン・システム)が求められており、①コーポレート・シチズンシップ(企業も社会の一員として、良き市民であるべき)②共生(地域と共に生き、相互關係を維持すべき)③フィナンソロピー(ボランティアなどの社会貢献)④メセナ(文化、芸術、スポーツなどの支援)など、多様な考え方に基づき様々な活動が展開されている。(コーポレート・シチズンシップ 2009)

## 第 3 項 公共的責任

公共的責任の内容は、企業は利益追求において、乱開発、排ガス・騒音などによる環境破壊、汚染や公害などを引き起して、地域住民の生活、健康や自然の生態系に悪影響を与えることのないよう、法律や社会規範にのっとりた行動をする責任で、環境基本法、PL法、民法などが挙げられる。

## 第 4 項 企業倫理への責任

企業倫理への責任の必要性は組織がその最も価値のある財産である「評判」を築き上げるには何年もの期間を要するという観点からである。組織は社会の中から人を集めその力を結集して成果を生み出していく仕組みである。存立基盤を社会に依存する以上、社会が定めたルールを遵守して行動すべきは当然のことであり、もしこれに反した行動をとるときは、社会の側から相応の制裁が加えられることを覚悟しなければならない。(例えば、行政処分、刑事罰、罰金支払、評判失墜、製品ボイコット、従業員モラルの低下、組織内外からの恐喝、など)

## 第 5 項 企業倫理の確立と適切な運用

企業倫理の確立と適切な運用は、組織行動の中から違法性や不道德な要素を除去するものである。このことによって組織は、社会のルールを踏み外す組織行為(違法行為等)の発生確率を抑制する・従業員不正発生の可能性を抑制する・何かの間違いでルール違反を発生させてしまったときの情状酌量余地を広げる(倫理規範の確立・運用の事実により社会的制裁は軽減されるのが通例である)高い倫理意識を通じて組織従業員に誇りを持たせる。また忠誠心、帰属意識、モラルを高める・顧客に選好される(顧客は倫理的に信頼できるサプライヤーを選好する)などの便益を得ることになる(日本経団連 2009)。

日本では近年不祥事が多発しているが、「企業倫理の徹底」は、これに対する最も重要な防止対策の一つである。組織行動は結局のところ従業員を通して生み出されていく。不祥事を防止するための機構を設計し運営する主体も従業員である。

したがって従業員個人の意識の中に倫理意識、価値規範を確立し、徹底することにより、自律的な従業員個人の倫理意識が、品性に欠ける行動を慎み、不祥事に手を染めようと思いたつ可能性自体を低下させる。そして統制活動を無力化する「共謀」への誘惑に乗りにくく



し、トップの暴走に対しても毅然とした態度で接することにより一定の歯止めとして機能し、自らが不祥事を発生させない安全な統制の仕組みを設計し保守するよう動機付けられる効果をもつ。また、統制活動に対する阻害要因を抑制する。この「各個人の倫理意識」こそが、組織全体の「倫理的」活動、品格のある信頼される行動を保証する。さらに組織を成長させる素として機能する。企業倫理の徹底・コンプライアンスが不十分であれば、社内の「統制の仕組み」をいくら念入りに施してみたところで、例えば顧客等に対する「暴言」、正式な統制の仕組みを無化する「裏マニュアル」に基づく運用、部門ぐるみ、組織ぐるみの不祥事とそのもみ消し工作、株主に対する誤魔化しを意図した総会屋への利益供与、「粉飾商品」の購入、NGO 敵対視の「企業戦略」提言の社外流出、などのような事態を完全に防止することは困難であると考えられる。

## 第 6 項 法令遵守の責任

法令遵守の責任は、企業の不祥事が起こらないように、日頃から、法令などを遵守してルールを守った活動を行うように、社員全員に徹底させることが必要となってくる。企業不祥事が企業に与えるダメージは大きい。そこで、いかに「コンプライアンス（法令遵守）」を確保するかが、企業のテーマとなっている。

### 第 3 節 (1.3) 今後の展望

#### 第 1 項 SRI を増加させるために

今後重要になってくることは企業が健全な CSR 活動を行うことによって、投資家の信頼を得ることである。そして、CSR 活動の内容をただの事実としてレポートに書くだけではなく、数値化したデータを財務諸表などに載せて、投資家が一目見て企業を評価することの出来る仕組みをつくる必要があるであろう。また企業間で比較できる仕組みも必要である。

以下は、我々が上記の 6 つの基準を根底に置き、GRI サステナビリティリーポーティングガイドライン第 3 版<sup>1</sup>及び、環境省ガイドライン<sup>2</sup>を参考にして、現在の企業の CSR 活動において、企業が公表すべきであることを表にまとめた。

また我々は、経済・社会・環境というトリプルボトムラインに注目した。

#### 第 2 項 企業が公表すべき数値項目

##### 経済

経営的基礎的情報	売上高又は生産額	連結決算対象組織全体及び報告事業者単独、報告対象組織
	従業員数	連結決算対象組織全体及び報告事業者単独、報告対象組織
その他の経営関連情報	総資産	
	売上総利益	

<sup>1</sup> GRI(国際的なサステナビリティ・リーポーティングのガイドラインを作成する非営利団体)によって 2006 年 10 月に発行された。

<sup>2</sup> 環境省が示した環境コストの把握および分析方法に関するガイドライン。

	営業利益
	経常利益
	純損利益
	付加価値額
※企業が存続していくためには経営的指標が健全であり、またその数値の如何にかかわらず、公表することが義務である、という観点から抽出した。	

## 社会

<b>雇用</b>	従業員の総離職数
	従業員の離職率の年齢による内訳
	従業員の離職率の性別による内訳
	従業員の離職率の地域による内訳
※その企業が従業員に対して健全な職場を与えているか、またその場合、年齢や男女の間で公平な機会が与えられているかという観点から抽出した。	
<b>労使関係</b>	団体交渉協定の対象となる従業員の割合
	労働協約に定められているかどうかも含め、著しい業務変更に関する最低通知期間
※雇用者側と労働者側が一定の緊張感を保ちつつ、健全な関係であることが組織にとって重要である、という観点から抽出した。	
<b>労働安全衛生</b>	地域別の傷害の割合
	地域別の業務上疾病の割合
	地域別の損失日数の割合
	地域別の欠勤の割合
	地域別の業務上の総死亡者数の割合
労働環境が安全でないとして事故などを起こして、周囲に被害を及ぼす可能性が高いので、企業が社員に対して安全な労働環境を提供しているか、という観点から抽出した。	
<b>研修および教育</b>	従業員のカテゴリー別の、従業員あたりの年間平均研修時間
	定常的にパフォーマンスおよびキャリア開発のレビューを受けている従業員の割合
※個々のレベルを上昇させることによって、社内全体のレベルの上昇にもつながるので企業が従業員に対して適切な教育を行うことが必要であるという観点から抽出した。	
<b>多様性と機会平等</b>	性別に従った統治体（経営管理職）の構成及びカテゴリー別の従業員の内訳
	年齢に従った統治体（経営管理職）の構成及びカテゴリー別の従業員の内訳
	マイノリティグループに従った統治体（経営管理職）の構成及びカテゴリー別の従業員の内訳
	従業員のカテゴリー別の、基本給与の男女比
※価値観が多様化している世の中で、偏った価値判断は市場あるいは顧客に適應しないという観点から抽出した。	
<b>不正側面</b>	不正行為に関連するリスクの分析を行った事業単位の割合
	不正行為に関連するリスクの分析を行った事業単位の総数
	組織の不正行為対策の方針および手順に関する研修を受けた従業員の割合
※社会的不正を行うことは公表などによって社会的制裁につながり企業の不利益となる点を企業に認識させる、という観点から抽出した。	

遵守	製品およびサービスの提供、および使用に関する法規の違反に対する相当の罰金の金額
	法規制の違反に対する相当の罰金の金額
	法規制の違反に対する相当の罰金以外の制裁措置の件数
※社会的不正を行うことは公表などによって社会的制裁につながり企業の不利益となる点を企業に認識させる、という観点から抽出した。	
顧客のプライバシー	顧客のプライバシー侵害および顧客データの紛失に関する正当な根拠のあるクレームの総件数
※個人情報保護法によって、個人のプライバシーは守られる権利があり、扱う側は守る義務がある、という観点から抽出した。	

### 環境

環境パフォーマンスの前年と比較した際の変化率	総エネルギー投入量
	総物質投入量
	水資源投入量
	総製品生産量又は総商品販売量
	化学物質の排出量
	廃棄物等総排出量及び廃棄物最終処分量
	環境効率指標：事業によって創出される付加価値等の経済的な価値と、事業に伴う環境負荷（影響）の関係
事業エリア内で循環的利用を行っている物質等の前年と比較した際の変化率	事業エリア内における循環的に利用された物質質量
	事業エリア内での水の循環的利用量
	水のリサイクル量
温室効果ガスの排出量の前年と比較した際の変化率	温室効果ガス（京都議定書 6 物質）の総排出量
大気汚染、生活環境に係る負荷量の前年と比較した際の変化率	大気汚染防止法に基づく硫黄酸化物（SO <sub>x</sub> ）排出量、窒素酸化物（NO <sub>x</sub> ）排出量、揮発性有機化合物（VOC）排出量
	水質汚濁防止法に基づく排水水、特定地下浸透水中の有害物質濃度
総排水量の前年と比較した際の変化率	総排水量
	水質汚濁防止法及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく排水規制項目（健康項目、生活環境項目、ダイオキシン類）の排出濃度（平均値、最大値）
	水質汚濁防止法の総量規制対象項目で示した汚濁負荷量
※これらの環境に関する項目は、京都議定書、大気汚染防止法、水質汚濁防止法などに基づいて長期スパンで見たときに企業が環境に対して配慮を行っているかを、特に年率削減率や前年比などによって一目で判断することが出来るという観点から抽出した。	

以上が、我々が提案する CSR 取り組みの際に注目すべき指標である。既存のガイドラインとの違いは、「分かりやすさ」である。現在、CSR 報告書を作成する際に GRI ガイドラインが広く使われているが、それは「指標が多すぎる」という欠点を持っている。「指標が多い」ということに対して、「内容が濃く、幅広いステークホルダーのニーズが反映されている。」(P&G)という考えがあれば、「GRI ガイドラインで求められる全ての情報を公開するのは自虐的な部分もあり、企業にとって適用することがあまり魅力的ではなくなる恐れがある」(BASF)という考えを持つ人もいるのである。GRI ガイドラインは、企業の CSR 活動を判断するための非常に多くの情報を得ることのできる便利なツールであるのだが、まず SRI 市場の拡大、投資家の SRI への取り組みを促すことを目的とするに際しては、たくさんの項目を比べるのではなく、一目で企業の CSR を判断することのできるような、項目は少ないが要点を押さえている指標の作成に取り組むということ、これが私達の政策提言である。

また、今から就職活動を迎える学生の視点から考えた企業に取り組んでもらいたい CSR 活動がある。

問題点としては、現在就職活動を始める時期が早まっており、企業が様々なセミナーや会社説明会を何度も行い、学生が働くということがどういうことなのか、また将来の自分のビジョンを形成する間もない状況である。しかし、学生はネット上の様々な情報や噂に翻弄され、周囲に流され、セミナーなどに参加しなければ不安に思い、大学の授業をおろそかにしてしまっている。我々の周りには、就職活動で大学に行けないから、という理由で講義をあまり履修せず、就職活動だけを必死にやっている学生やもしくは講義を履修しておきながら、就職活動という理由で平気な顔で授業を欠席する学生も多々存在している。本来学生に与えられたノルマというのは、大学で自発的に学ぶことであるのだが、企業が平日にインターンシップやセミナー、会社説明会などを行って、場合によっては内定のようなものをちらつかせる。このようなことが起これば、学生が不安になって授業に出ることが出来ないのも当たり前である。この時期に大学の勉強をしっかりやっていたら内定をもらえないのであろうか。企業は社会的責任として、CSR 活動を行っているが、内部の社員だけでなく、これからの企業の未来を背負って社員となる学生の学習の場を奪わないで欲しい。

以上が我々考える、学生に対して企業が果たすべき社会的責任である。

先行論文・参考文献・データ出典

### 《先行論文》

早稲田大学ファイナンス総合研究所 2006

「企業の社会的責任（CSR）活動とパフォーマンス：企業収益とリスク」

[http://www.waseda.jp/wnfs/pdf/lab03\\_2006/wnif06-002.pdf](http://www.waseda.jp/wnfs/pdf/lab03_2006/wnif06-002.pdf)

### ・《参考文献》

- ・ 日本経済団体連合会自然保護協議会 2008 「環境 CRS 宣言 企業と NGO」 同文館
- ・ 藤井敏彦 2005 「ヨーロッパの CSR と日本の CSR-何が違い、何を学ぶのか。」 日科技連

### 《データ出典》

- ・ 企業の社会的責任に関する研究会 2006 「欧米と日本における CSR の取組とその背景」  
[http://www.rieti.go.jp/users/uesugi-ichiro/financial-flow/pdf/001\\_kawamura.pdf](http://www.rieti.go.jp/users/uesugi-ichiro/financial-flow/pdf/001_kawamura.pdf)
- ・ SRIに関する3国間比較のアンケート 2005  
「社会的責任に関する日米英3カ国比較調査報告書」  
[http://www.env.go.jp/policy/kinyu/rep\\_h1506/index.html](http://www.env.go.jp/policy/kinyu/rep_h1506/index.html)
- ・ GRI ガイダンス対照表の言及部分  
「海外のサステイナブル・ビジネス最前線」  
<http://www.ecology.or.jp/member/susbiz/0303.html>
- ・ リコーグループ社会的責任経営報告書 2006  
「社会から常に愛され、成長と発展をし続ける社会を目指して」  
<http://www.ricoh.co.jp/csr/report/pdf2006/>
- ・ コーポレート・シチズンシップ 2009 「コーポレート・シチズンシップについて」  
<http://corporatecitizenship.jp/index.html>
- ・ 日本経団連「企業倫理」 <http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/rinri.html>
- ・ GRI サステナビリティガイドライン第3版  
<http://www.asahibeer.co.jp/csr/guideline/index.html>
- ・ 環境省ガイドライン <http://www.env.go.jp/recycle/misc/guideline.html>